

# 神奈川県スキー技術選手権大会開催規程

制定 2000年 9月2日

改定 2000年10月1日

## (趣旨)

第1条 寄付行為第4条の目的達成と運営規則第12条の業務分掌の定めにより神奈川県スキー技術選手権大会開催規程(以下「県技術選手権」という。)を定める。

## (主管)

第2条 県技術選手権は、(財)神奈川県スキー連盟(以下「SAK」という。)の主管として開催する。

## (公示)

第3条 SAKのスキー技術選手権の開催会場及び日程は開催前年度の定例評議委員会で公示する。

2. 競技役員は教育本部検定委員会で作成し、理事会で決定する。

## (大会役員)

第4条 大会役員及び組織委員は理事会で決定し、会長から委嘱する。

## (会期と予選会)

第5条 会期は原則2日とし、全日本スキー技術選手権大会(以下「全日本技術選手権」という。)を兼ねるものとする。

2. 前項の全日本技術選手権の推薦方法は別途定めるものとする。

第6条 競技は予選、決勝とし、その競技種目及び競技規則は別に定める。

## (出場資格)

第7条 出場者は当該年度のSAK及びSAJ会員登録済者で、次に掲げる各号に該当しなければならない。

(1) SAJ級別テスト1級又はこれと同等の技術を有し、満18歳のもの。

(2) 本連盟の会長が認めたもの。

2. 前項の出場者はSAJスキー安全会、及びスポーツ傷害保険、又はこれに準ずる傷害保険に加盟していなければならない。

(参加及び現地参加枠)

第8条 参加出場者は「手続き要領」に定める期日、参加費を沿えて申込書で申し込まなければならない。

2. 現地参加は理由の如何に問わずこれを認めない。

(成績の決定)

第9条 総合成績及び個人成績は競技規則に定める採点方法により、決定する。

(疑義の解明)

第10条 会期中における疑義が生じた場合は、ジュリー会議及び組織委員会でその解明にあたり、その他は理事会が行うものとする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議決による。